

# 平成24年度から「農業振興のため」の国の新規事業が始まります

## 地域農業の担い手となる青年就農者の定着支援のために

### 青年就農給付金（準備型）

青年の就農意欲を喚起するため、就農前の研修期間（2年以内）の所得を確保する給付金を交付。

- ◆**研修機関** 県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人
- ◆**給付金額** 年間150万円を最長2年間
- ◆**給付要件**

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること
  - (2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
  - (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
- 都道府県が認める研修期間・先進農家等で概ね1年以上（1年につき概ね1200時間以上）研修する（※）
  - (※) 既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が1年以上の場合は給付対象
  - (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
  - (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

### 青年就農給付金（経営開始型）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付。

- ◆**給付金額** 年間150万円を最長5年間給付
- ◆**給付要件**

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること
  - (2) 独立・自営就農であること
- 自ら作成した経営開始計画に則して主体的に農業経営を行っていること。
  - 親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合は、その時点から対象とする。
- ※その他要件あり

#### ◆給付対象の特例

- 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は1.5人分を給付する。
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年目までとする。

#### ◆給付停止

- 給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円を超えた場合。
- 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと町が判断した場合。

町堆肥センターよりお知らせ

春・夏野菜に  
お試しください！



高山堆肥センター・内之浦堆肥センターでは、町内の畜産農家の家畜ふん・生ごみ等を原料とした良質堆肥を製造・販売しています。

完熟発酵した堆肥ですので野菜・果樹・水稻・花木などあらゆる作物に安心して使用できます。ぜひ一度お試しください。

- バラ堆肥** 3,500円（1トン）
- 袋堆肥** 250円（1袋15kg入）

#### 高山堆肥センター

- ↓ 『有機ふんばれ (牛ふん堆肥)』
- 『有機ふんばれ (牛・豚混合堆肥)』

#### 内之浦堆肥センター

- ↓ 『内之浦有機1号 (牛ふん堆肥)』
- 『内之浦有機2号 (生ごみ入り牛ふん堆肥)』